

事 務 連 絡  
平成29年 4 月 2 5 日

都道府県教育委員会担当課  
各 指定都市教育委員会担当課  
都道府県私立学校主管課

附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた地方公共団体の  
学校設置会社主管課

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中  
中 核 市

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

#### 就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型（以下「就労系サービス」という。））については、平成28年3月における特別支援学校高等部卒業者のうち、5,673人（43.7%）が利用しており、また、就労系サービス終了後に一般就労へ移行する者は11,928人（平成27年度）であり、一般就労への移行を促進しているところです。

また、就労系サービスが効果的に機能し、障害のある生徒の自立と社会参加に向けた就労支援が適切に行われるためには、特別支援学校高等部、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「特別支援学校等」という。）の教育関係機関と就労系サービス事業所等の福祉関係機関が緊密な連携を図るとともに、特別支援学校等で作成する個別の教育支援計画と平成27年度から障害福祉サービス利用者全員について福祉関係機関で作成するサービス等利用計画が、個人情報保護に留意しつつ相互に共有され、連携して活用されることが望まれます。

このたび、厚生労働省においては、就労継続支援B型の利用に係るアセスメント（以下「就労アセスメント」という。）の取扱いについて見直しを行ったところです。

その趣旨及び内容は下記のとおりですので、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属特別支援学校等を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の特別支援学校等に対し周知いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県及び市町村の障害福祉主管課においては、管内の就労系サービス事業所、相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センター等に対し周知いただきますようお願いいたします。

さらに、教育関係機関及び福祉関係機関においては、特別支援学校等の卒業生の就労系サービスの利用に関し、引き続き各機関との積極的な連携を図っていただけますようお願いいたします。

なお、平成25年4月26日付け事務連絡「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」は廃止します。

## 記

### 1 就労アセスメントの趣旨

就労継続支援B型は、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者など雇用契約に基づく就労が困難である者に対するサービスであることから、特別支援学校等在学者が卒業後すぐに利用する場合には、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者を対象としているところ です。

そのため、特別支援学校等卒業後すぐに就労継続支援B型の利用を希望する場合(他の進路に就労継続支援B型も含めて検討している場合を含む。)、特別支援学校等在学中に就労アセスメントを受けた上で、最も適した進路に円滑に移行できるようにするとともに、就労継続支援B型を利用する場合には、一般就労への移行の可能性も視野に入れ支援を行うなど就労アセスメントにより長期的な就労面に関するニーズや課題等を把握した上で、卒業後個々の状況に応じた支援が受けられるよう、円滑な移行を図っていくことが重要です。

従って、就労アセスメントは就労継続支援B型の利用の適否を判断するものではありません。

各自治体、相談支援事業所、就労系サービス事業所、障害者就業・生活支援センター等、教育委員会、特別支援学校等においては、その趣旨をご理解いただき、就労アセスメントの対象となる生徒、保護者に対して、その目的や手順について理解を得てくださるようお願いいたします。

なお、就労アセスメントの趣旨については、別添を参照ください。

### 2 実効性のある就労アセスメントの実施

平成28年4月に厚生労働省が全自治体に行った調査結果によれば、就労アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害者となっており、障害のある生徒の多くが活用しています。

一方、就労継続支援B型の利用について、既に進路又は意向が決まった後に形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところ です。

自治体によっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、卒業年次よりも前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあります。各自治体、教育委員会及び特別支援学校等におかれては、実効性のあるアセスメントが行われるよう、就労移行支援事業者等と特別支援学校等が十分に連携し、その趣旨を踏まえて、卒業年次よりも前の年次も含め適切な時期に計画的に実施することを推進していただくようお願いいたします。

### 3 アセスメント実施機関の拡大について

就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていますが、就労移行支援事業所に通所が困難など負担となる場合には、就労移行支援の施設外支援を活用して、特別支援学校等の校内等通所しやすい場所で実施することが可能となっています。

また、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、平成29年度から実施機関の拡大を図ることとし、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができるとしました。

各自治体においては、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いします。

### 4 特別支援学校等における実習によるアセスメント

平成29年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができることとしました。

この場合においても、課題の早期把握や進路の検討等のためにアセスメント結果を活用するものであることから、適切な時期に実習を実施するとともに、アセスメント結果の提供に当たっては、本人、保護者、自治体、相談支援事業所、就労系サービス事業所及び障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関を必要に応じて参集したアセスメントに関する会議等を開催することにより検討されることが望ましいものであることにご留意願います。

### 5 留意事項

#### (1) 特別支援学校等における個別の教育支援計画等の情報提供について

就労アセスメントを実施する場合、適切かつ効果的に実施するため、特別支援学校等においては、本人、保護者への同意を得た上で、特別支援学校等における個別の教育支援計画、進路指導や職場実習の結果等や個々の特性や配慮が必要な事項等について、就労アセスメント実施機関やサービス等利用計画を作成する相談支援事業所等に対する情報提供について、特段のご配慮をお願いします。

#### (2) 特別支援学校等における就労アセスメントの取扱い

就労アセスメントについては、例えば、特別支援学校の高等部における作業学習や校内実習を行動観察する場合のように、学習指導要領に定める各教科等の目標に基づき学校の定める指導計画に沿って、学校の教員の指導の下に行われるなど、学校の教育課程の中に位置づけられる場合には、同一の活動を授業及び就労アセスメントの双方として実施することも可能です。

また、夏季休業中に就労アセスメントの実施希望が集中し、就労移行支援事業所等が受け入れ困難となる場合になることもあることから、各自治体と教育委員会、特別支援学校等が連携を図り、就労アセスメント実施機関との事前の調整並びに各地域における就労アセスメントに係る連携体制及び実施体制の構築をお願いします。

(3) 特別支援学校等から就労系サービス事業所等への引継ぎ

特別支援学校等卒業後、就労系サービスを利用する場合には、卒業時に特別支援学校等から就労系サービス事業所その他機関に対して、個人情報の保護に留意した上で、各就労系サービス事業所やその他機関において就労支援やその他必要とする支援が適切に行われるよう、特別支援学校等における個別の教育支援計画等の支援に必要となる情報の引継ぎを確実に実施して下さるようお願いいたします。

本件連絡先

**【教育関係】**

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

(電話) 03-5253-4111 内線2003

(FAX) 03-6734-3737

**【障害福祉関係】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係

(電話) 03-5253-1111 内線3044

(FAX) 03-3591-8914

(別添)

---

# 各支援機関の連携による 障害者就労支援マニュアル

---

障害者の「働く」を支える体制づくり

(平成29年3月 改訂)



# はじめに

障害者就労支援施策の充実や障害者の就労意欲の高まりを受け、企業や就労継続支援事業所において働く障害者の数は年々増加しています。

こうした中、働くにあたってきめ細かな支援が必要な障害者の数も増加しており、各支援機関の連携による支援の必要性が高まっています。

また、平成27年4月から、障害福祉サービスの利用者全員についてサービス等利用計画を作成することとなるとともに、就労継続支援B型事業の利用者については、就労面のアセスメントを就労移行支援事業所等が行うことが必須となっています。

本マニュアルは、こうした状況を踏まえ、自治体や各支援機関が障害者の就労支援を行うにあたって参考としていただけるよう、各支援機関の連携による支援のあり方と連携体制の構築、支援の前提となるアセスメントの実施方法とアセスメント結果の活用方法についてとりまとめたものです。

# 1 各支援機関の連携による障害者就労支援

## 障害者の就労支援とアセスメント

○ 障害者の「働く場」としては、一般就労のほか、就労継続支援事業所（A型・B型）などがありますが、障害者がその能力を最大限に発揮して働くことができるようにするためには、以下のような支援を各支援機関が連携して行うことが必要です。

**① 障害者がそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援**

- ・ 適切な障害福祉サービスの利用に向けた支援
- ・ 一般就労への移行に向けた支援

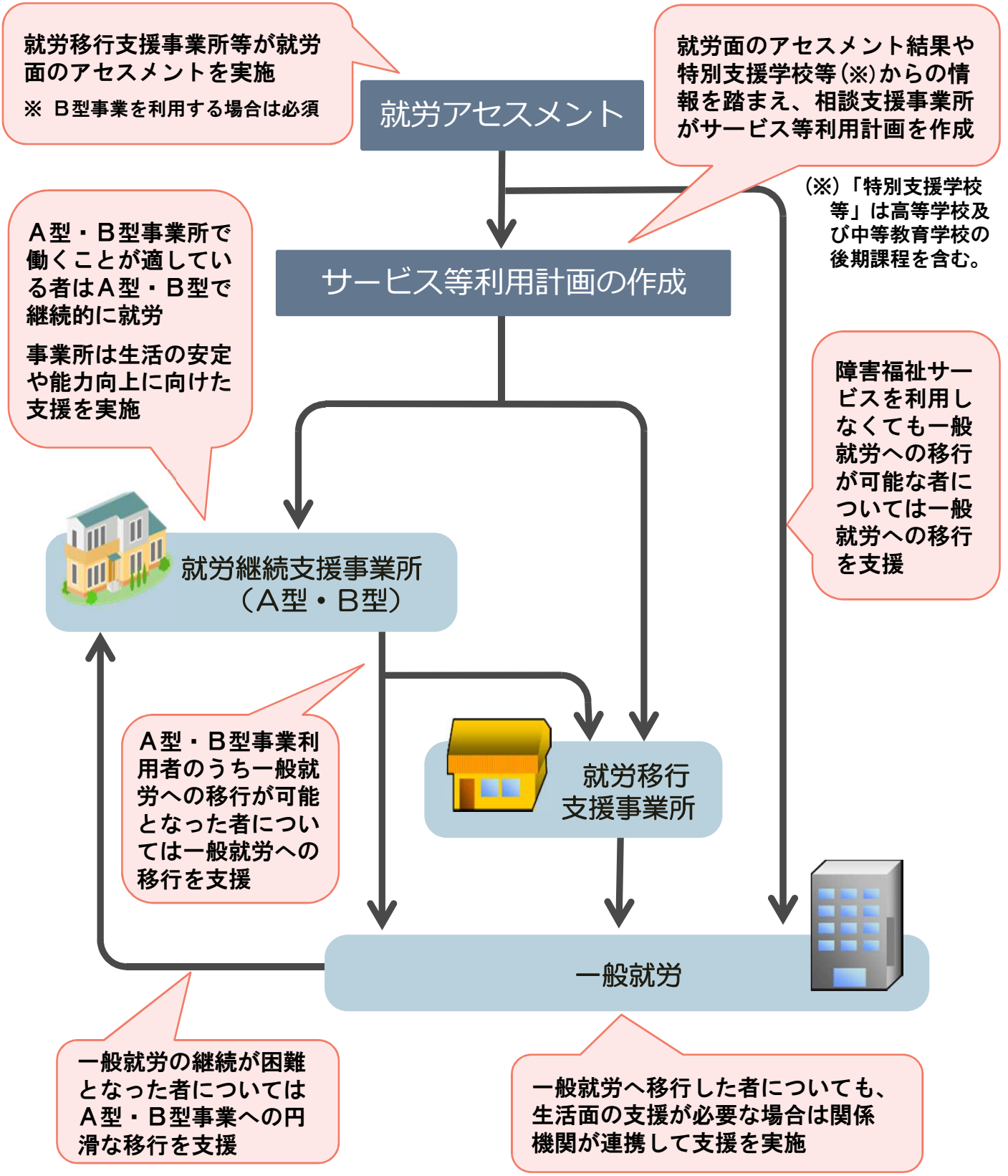
**② 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けられ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援**

- ・ 生活面の課題の解決に向けた支援
- ・ 就労能力の向上に向けた支援

○ こういった支援は、支援対象者の就労能力や生活の状況を踏まえて行われる必要があるため、支援の開始にあたって、支援対象者の就労面や生活面に関する情報をアセスメントにより把握しておくことが不可欠です。

○ アセスメントにより把握された情報は、一連の就労支援が行われる中で、各機関によって共有・更新され、長期間にわたって活用されることとなります。

# 各支援機関の連携による就労支援のイメージ





## 各支援機関の連携による支援の流れ

特別支援学校の卒業生がB型事業所の利用を経て一般就労に至った場合を例にとって各支援機関の連携による支援の流れを示すと、以下のようになります。

### 就労アセスメントの実施

- 就労移行支援事業所等が、面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握。

※ 本マニュアルでは、上記のようなアセスメントを「就労アセスメント」と呼びます。

平成29年度から、特別支援学校等の高等部等の在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、特別支援学校等から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができることとしました。

### サービス等利用計画の作成

- 相談支援事業所が、就労移行支援事業所等から提供された就労面の情報（アセスメント結果）と特別支援学校から提供された「個別の教育支援計画」等の生活面の情報を踏まえ、サービス等利用計画を作成。

### 安定した就労と働く力の向上に向けた支援

- B型事業所が、サービス等利用計画に沿った個別支援計画を作成し、利用者の安定就労に向けた生活面の支援及び就労能力の向上に向けた支援を実施。

### モニタリングの実施と一般就労への移行に向けた支援

- 相談支援事業所が定期的にモニタリングを実施し、利用者の就労能力や希望の変化を把握。利用者が一般就労を目指せる状態になっている場合、B型事業所や各支援機関が連携して一般就労への移行を支援。

### 職場定着支援及び一般就労の継続が困難となった場合の対応

- 一般就労への移行後も、必要に応じて各支援機関が職場定着支援を行うほか、一般就労の継続が困難となった場合はA型・B型等への円滑な移行を支援。

## 各支援の実施にあたっての考え方・留意点

前ページでお示しした各支援の実施にあたっての考え方や留意点は以下のとおりです。

### 就労アセスメントの実施

- 働くことを希望する障害者が適切な「働く場」（一般就労、A型事業所、B型事業所等）を選択することを支援するためには、その障害者の就労面や生活面に関する情報を把握しておくことが必要です。
- 支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）がある場合は、生活面の情報はその機関が把握していますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって改めて把握する必要があります。
- このため、就労経験がない者（50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く）がB型事業を利用する場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを実施することが必須とされています。
- 就労アセスメントを行った就労移行支援事業所等は、アセスメント結果を相談支援事業所に提供します。また、支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）は、「個別の教育支援計画」等の生活面に関する情報（生活習慣、家庭の状況等）を相談支援事業所に提供します。
  - ※ 支援対象者に関する情報の提供・共有を行うにあたっては、本人の同意を得ておく必要があります。

## サービス等利用計画の作成

- 相談支援事業所は、
  - ① 就労移行支援事業所等から提供された就労アセスメントの結果
  - ② 特別支援学校等から提供された「個別の教育支援計画」等の生活面の情報
  - ③ 相談支援事業所みずからが実施したアセスメントの結果を踏まえ、適切なサービス利用に向けたサービス等利用計画を作成します。
- 相談支援事業所がサービス等利用計画を作成する際には、支援対象者の将来の一般就労への移行も視野に入れた長期的な視点が必要です。（17ページ参照）
- 相談支援事業所は、サービス等利用計画とともに、支援対象者に関する情報（上記①～③）を、本人の同意を得た上で、支援対象者が利用するサービス事業所に提供します。

## 安定した就労と働く力の向上に向けた支援

- 支援対象者が利用するサービス事業所は、相談支援事業所から提供された利用者に関する情報を活用し、サービス等利用計画に記載された目標（将来の一般就労への移行など）を実現するための個別支援計画を作成します。
- また、この情報は、サービス事業所が能力向上や安定就労のための支援を行う際にも活用します（例：就労アセスメント結果と現在のアセスメント結果を比較することにより、利用者の能力向上の程度や支援を強化すべき項目を把握する等）。
- サービス事業所が利用者に支援を行っていく中で、利用者の就労能力や生活状況等に変化がみられた場合は、相談支援事業所から提供された利用者に関する情報に新たな情報を追加・更新していきます。

## モニタリングの実施と一般就労への移行に向けた支援

- 相談支援事業所がモニタリングを実施する際には、サービス利用開始前のアセスメント結果と、サービス事業所が追加・更新した利用者に関する情報を活用します（例：利用開始前の情報とサービス事業所が追加・更新した情報を比較し、長期的な目標の実現への進捗状況を確認するなど）。
- 利用者が一般就労への移行を目指す準備が整った場合は、サービス事業所は、相談支援事業所や就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携して、一般就労への移行に向けた支援を行います。

## 職場定着支援及び一般就労の継続が困難となった場合の対応

- 一般就労に移行した者に対して就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターが職場定着支援を行う際にも、利用者に関する情報を活用します。
- 職場定着のために障害福祉サービスの利用が必要な場合や、一般就労の継続が困難となった者がA型事業所やB型事業所に移行する場合に、相談支援事業所がサービス等利用計画を作成するにあたって、それまでに蓄積された利用者に関する情報を活用します。

## 2 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメント

### アセスメントの対象者

- 就労継続支援B型事業は、以下の①～③のいずれかに該当する者が利用対象となっています。
  - ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
  - ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
  - ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握を行った上で本事業を利用する者
- このため、上記①、②のいずれにも該当しない者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合は、利用に先立ち、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受ける必要があります。

### 就労アセスメント実施機関

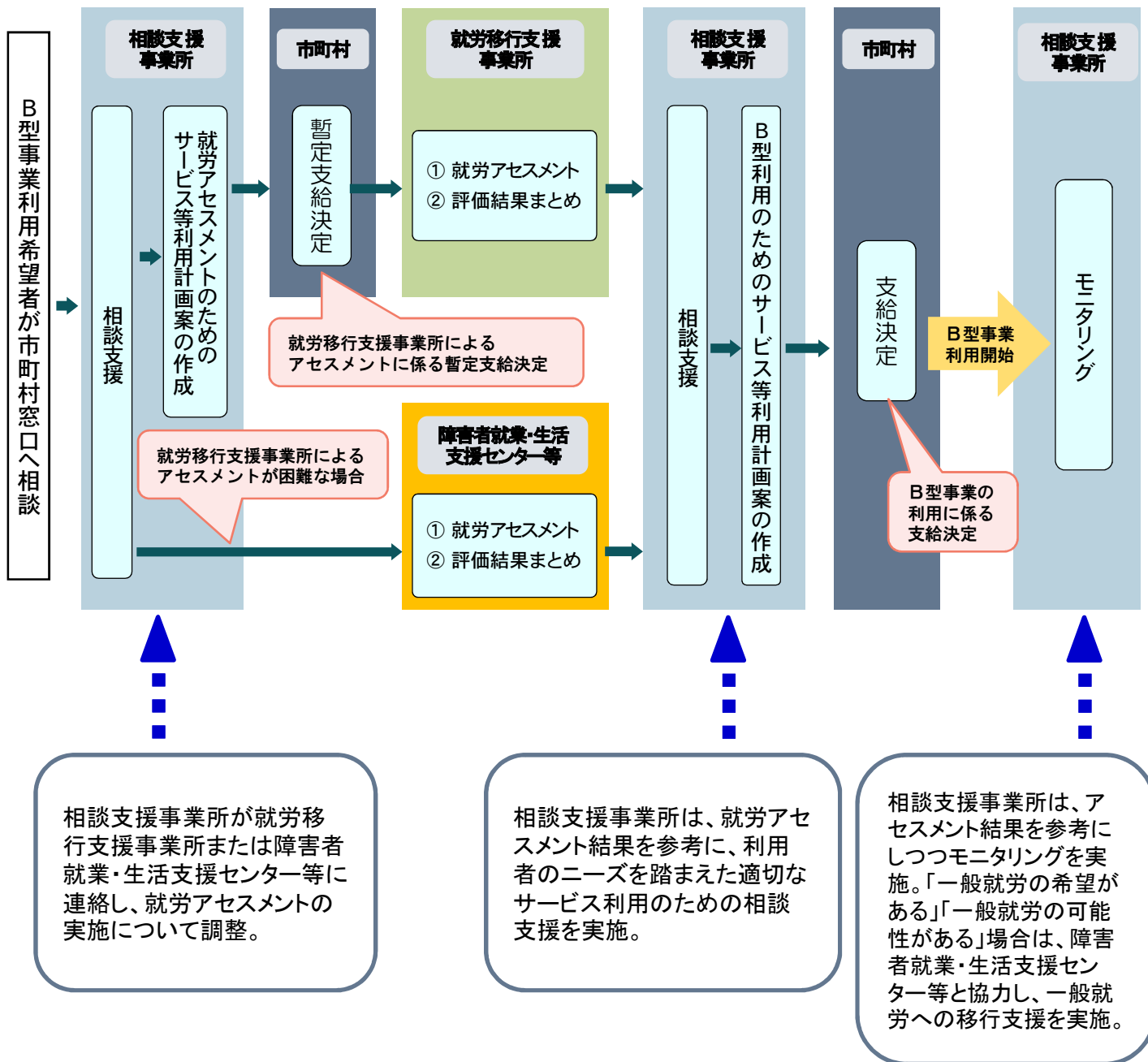
- 就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントは、原則として就労移行支援事業所が行うこととなっています。
- ただし、地域の状況や利用者の事情等により就労移行支援事業所によるアセスメントを行うことが困難な場合は、例外的に障害者就業・生活支援センター等がアセスメントを行うことも可能です。

### 標準的な就労アセスメント実施期間

- 就労移行支援事業所等によるアセスメントの標準的な実施期間は、約1カ月間です。（詳しくは「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」をご参照ください）
- ただし、地域的な事情や家族の状況等により標準的なアセスメント実施期間の確保が困難な場合は、実施期間を短縮することも可能です。

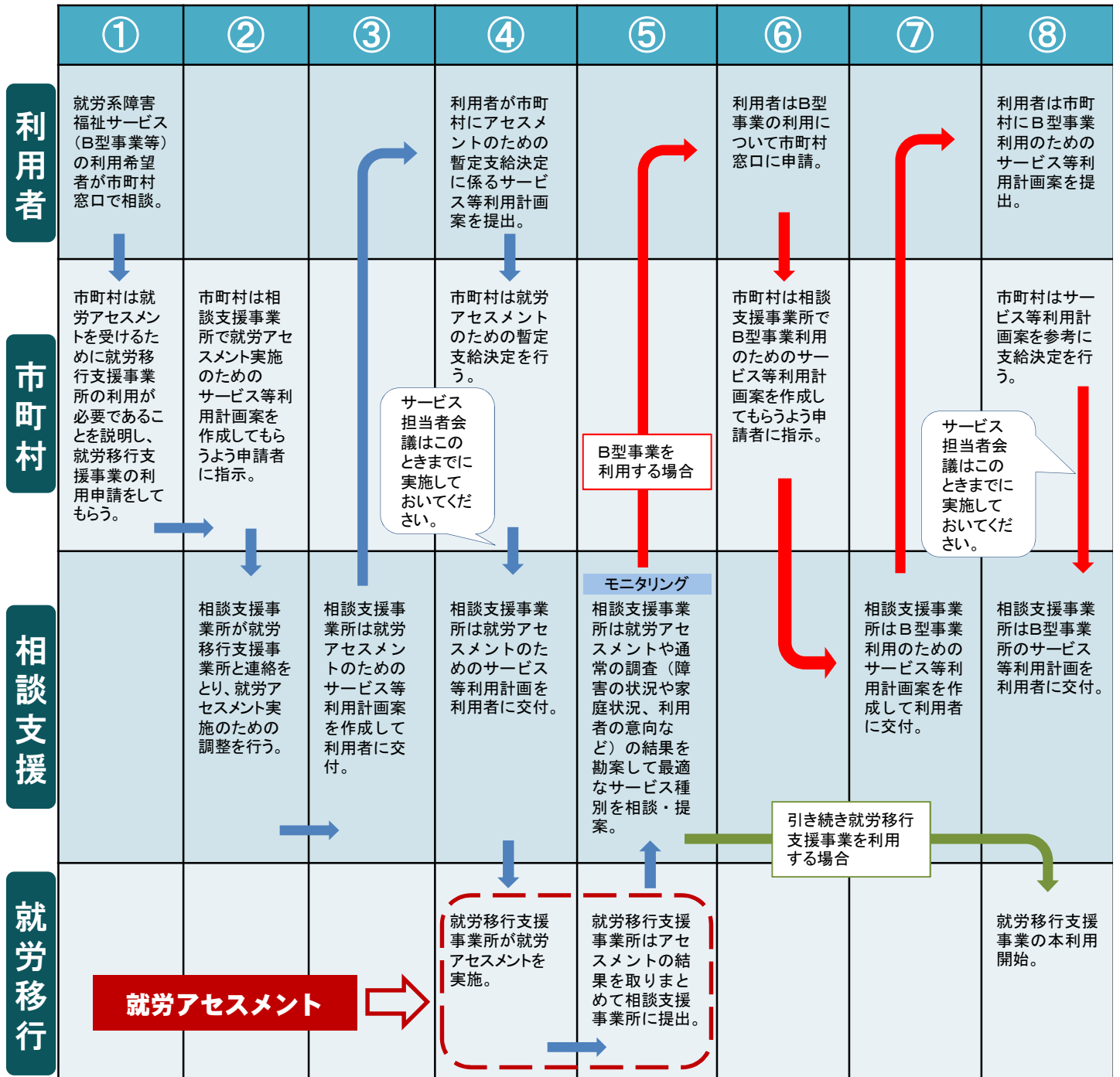
## B型事業利用希望者の利用相談から利用後までの流れ

- 就労アセスメントが必要な者が就労継続支援B型事業の利用を希望する場合のサービス利用相談から利用後までのおおまかな流れは以下のとおりです。



## B型事業利用までの流れの詳細

○ B型事業所の利用相談から就労移行支援事業所によるアセスメントを経て、B型事業の利用開始に至るまでの流れの詳細は、以下のようになります。



## 就労アセスメントを円滑に実施するための工夫の例

- 就労移行支援事業所等によるアセスメントを円滑に実施するための工夫としては、以下のようなものが考えられます。
- こういった工夫を行うにあたっては、自治体を中心となって、関係機関と調整を行っておく必要があります。

### 学校等での集団手続き

- 相談支援事業所と自治体の担当者が特別支援学校等に出向き、B型事業の利用希望のある生徒を対象に、集団での事前説明、就労アセスメントに係る就労移行支援事業の利用申請、面談、サービス等利用計画案の作成までを行う。

### 施設外支援の活用

- 就労移行支援事業所が、利用者の通所しやすい場所（特別支援学校等の生徒であれば、在籍している特別支援学校等）に出向き、施設外支援として就労アセスメントを行う。

### 児童相談所長の意見書の一括発出の依頼

- 18歳未満の者が就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける場合に必要となる児童相談所長の意見書について、18歳未満でアセスメントを希望する者の情報を自治体が特別支援学校等から把握し、一覧名簿を作成して、児童相談所長に対して一括して意見書を発出してもらうよう依頼。（19ページ参照）



## 就労アセスメントの実施に向けた体制整備

- 就労アセスメントが各地域で円滑に行われるようにするためには、関係機関が連携体制を構築し、地域全体で取り組むことが不可欠です。その際には、以下のような流れで取り組むことも有効です。

### ① アセスメント体制構築に向けた検討会の設置

- ・ 自治体と協議会が中心となり、相談支援事業所や就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、A型・B型事業所、特別支援学校等、病院等の関係機関が参加する検討会を設置。

### ② 勉強会の開催

- ・ 検討会において、本マニュアル及び「就労移行支援事業所によるアセスメント実施マニュアル」「障害者就業・生活支援センターモデル事業報告書」等を活用し、勉強会を開催。

### ③ 地域の社会資源等の把握

- ・ 地域の就労移行支援事業所のアセスメント実施可能件数、障害者就業・生活支援センターによる支援体制、アセスメント実施件数の見込み等を把握。

### ④ 関係機関の役割分担や円滑な実施のための工夫の検討

- ・ 自治体を中心となり関係機関の役割分担を決めるほか、アセスメントの円滑な実施のための工夫について検討。

### ⑤ アセスメント体制の改善

- ・ アセスメントを一定の件数実施した後、検討会において、連携にあたって課題となった点やアセスメントの実施による効果等を共有し、アセスメント体制の改善策を検討。

# アセスメント

## Q&A

### よくあるご質問

## Q & A よくあるご質問

Q 就労アセスメントの目的を教えてください。

A 就労アセスメントは、各支援機関による継続的な就労支援に必要な情報のうち、就労面に関する情報を把握するために実施します。

- 障害者に対して適切な就労支援を行うためには、支援対象者の就労面や生活面に関する多面的な情報を把握しておくことが必要です。
- これらの情報のうち、生活面の情報については、支援対象者を長期間にわたって支援している機関（特別支援学校等）から把握することができますが、就労面に関する客観的な情報（作業能力、就労意欲、集中力等）は、作業場面における観察によって別途把握する必要があります。
- このため、就労経験のない者（50歳以上の者や障害基礎年金1級受給者を除く）がB型事業の利用を希望する場合には、就労アセスメント機能を有する就労移行支援事業所等がアセスメントを行い、就労面の情報の把握を行うこととなっています。

## Q & A よくあるご質問

Q 就労アセスメントの結果はどのように活用されるのですか？

A 就労アセスメントの結果は、各支援機関による一連の就労支援において活用されます。

- 就労アセスメントの結果は、支援対象者を長期間にわたって支援している機関からの情報や、相談支援事業所によるアセスメントの結果とあわせて、各支援機関が行う以下のような一連の就労支援において活用されます。
  - ・ 相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成
  - ・ 就労継続支援事業所利用者の能力向上に向けた支援
  - ・ 就労継続支援事業所利用者の安定就労に向けた支援
  - ・ 相談支援事業所によるモニタリング
  - ・ 一般就労への移行支援
  - ・ 一般就労移行後の職場定着支援
  - ・ 一般就労の継続が困難となった者が就労継続支援事業等に円滑に移行できるようにするための支援
- なお、就労アセスメントは、まず最初に就労移行支援事業所等が実施しますが、それ以降は、各支援機関が支援を行う中で把握された情報が追加・更新されることとなります。

## Q & A よくあるご質問

---

Q

就労移行支援事業所等による1カ月程度のアセスメントで、支援対象者が一般就労可能かどうかを判定することができるのですか？

A

就労移行支援事業所等による就労アセスメントは、単に一般就労が可能かどうかを判定するために行うものではありません。

- 就労移行支援事業所等による就労アセスメントは、就労支援に必要な情報を把握するために行うものです。
- 支援対象者が、適切な「働く場」（一般就労、A型事業、B型事業など）を選択するための支援は、相談支援事業所が、就労アセスメントの結果や特別支援学校等からの情報を参考に行います。

## Q & A よくあるご質問

Q

一般就労が明らかに困難な者についても就労アセスメントを実施する必要があるのですか？

A

就労アセスメントの結果は、就労継続支援事業の利用者の安定就労や能力向上に向けた支援や、長期にわたる一般就労への移行支援に活用されます。

- 就労継続支援事業の利用者については、安定して働けるようにするための生活支援や、能力の向上に向けた支援を行う必要がありますが、就労アセスメントの結果は、こういった支援を行う際に活用されます。
- また、アセスメントの実施時点において直接または就労移行支援事業を利用して一般就労をめざすことが困難だと判断された者についても、就労継続支援事業を利用して能力の向上を図るうちに一般就労をめざせるようになることは十分に考えられますが、この場合の一般就労への移行支援にも就労アセスメントの結果は活用されます。
- さらに、相談支援事業所は、就労アセスメントの結果を活用することにより、すぐに一般就労を目指すことが困難な者について、就労継続支援事業や自立訓練を活用して働く力を高めてから一般就労への移行をめざす等、長期的な視野にたったサービス等利用計画を作成することが可能になります。

## Q & A よくあるご質問

Q

支援対象者が通える距離に就労移行支援事業所がありません。どのように対応したらよいでしょうか。

A

施設外支援を活用して、支援対象者が通える場所（特別支援学校等の生徒であれば、在籍する特別支援学校等）でアセスメントを行うなどの工夫を検討してください。

就労移行支援事業所によるアセスメントが困難な場合は、例外的に障害者就業・生活支援センター、自治体設置の就労支援センター及び障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関でアセスメントを行うことも可能です。

また、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができます。

- いずれの場合においても、課題の早期把握や進路の検討等のためにアセスメント結果を活用するものであることから、卒業年次よりも前の年次も含め適切な時期にアセスメントを実施するとともに、施設外支援を活用して特別支援学校等でアセスメントを行う場合や、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントを行う場合は、自治体、就労移行支援事業所、特別支援学校等、障害者就業・生活支援センター等の関係機関が事前に綿密な調整を行うようにしてください。

(平成29年3月 改訂)

## Q & A よくあるご質問

Q 18歳未満の者が就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける場合、どのようにしたらよいでしょうか。

A 児童相談所長の意見書が必要です。ただし、意見書の一括発出を自治体から依頼する等により事務負担を軽減する方法もあります。

- 18歳未満の者が就労アセスメントを利用する場合、就労移行支援事業の利用を適当と認める旨の意見書を児童相談所長から市町村長あてに発出してもらう必要があります（※）。

（※）15歳以上の障害児については、児童相談所長が障害者のサービスを受けることが適当と認め、その旨を市町村長に通知した場合は、この通知に係る障害児を障害者とみなして訓練等給付費等の対象とすることとなっています。

- この通知の発出を円滑に行うための工夫としては、自治体が、18歳未満で就労アセスメントを希望する生徒の情報を特別支援学校等から把握し、児童相談所長に対して就労移行支援事業の利用を適当と認める通知を一括して発出してもらうよう依頼することが考えられます。
- 児童相談所長への依頼文について参考様式を添付しましたので参考としてください。



# 参考様式

〇〇〇〇発第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇児童相談所長 殿

〇〇〇〇  
障害福祉課長

就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの実施に係る意見について  
(依頼)

下記の者については就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために  
暫定支給決定による就労移行支援事業の利用を希望しております。  
つきましては主旨をご勘案いただき、暫定支給決定による就労移行支援事業  
の利用の要・不要につきまして、貴機関のご意見いただけますようご協力の程よ  
ろしくお願いいたします。

記

氏名	生年月日	住所	備考

同 意 書

〇〇児童相談所長 殿

私は就労継続支援B型事業を利用するために就労移  
行支援事業所でアセスメントを受けることを希望します。

記

アセスメント希望者

本人署名欄 \_\_\_\_\_ 印

保護者署名欄 \_\_\_\_\_ 印

〇〇〇〇発第〇〇号  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇  
障害福祉課長殿

〇〇児童相談所長

就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントの実施に係る意見について  
(報告)

就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントのために暫定支給決定による就  
労移行支援事業の利用を希望している者についての意見を下記にてご報告いたし  
ます。

記

氏名	生年月日	住所	就労移行支援の利用
			要・不要
			要・不要
			要・不要
			要・不要
			要・不要
			要・不要

## Q & A よくあるご質問

Q

放課後等デイサービスを利用している児童について、障害者とみなして就労アセスメントのための暫定支給決定を行った場合、引き続き放課後等デイサービスを利用することはできますか？

A

就労移行支援事業を利用するために障害者とみなした場合であっても、引き続き放課後等デイサービスを利用することは可能です。

ただし、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援事業を利用することはできません。

- 障害者総合支援法において障害者とみなした場合であっても、児童福祉法においては障害児として取り扱われるため、児童福祉法に基づくサービスである放課後等デイサービスを利用することは可能です。
- ただし、同一日に放課後等デイサービスと就労移行支援事業を利用することはできません。
- どうしても両サービスを同一日に利用する必要がある場合は、他の障害福祉サービスの利用やアセスメント期間の短縮等の方策を検討してください。

## Q & A よくあるご質問

Q

障害者とみなして就労アセスメントを行おうとする児童が児童養護施設に入所、または里親に委託をされている場合、どのような取扱いになりますか？

A

児童養護施設または里親に委託されており、自治体による措置の対象となっている児童については、措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができます。

- 児童養護施設の入所児童や里親に委託をされている児童等、児童福祉法に基づき自治体による措置の対象となっている児童については、平成27年4月から措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができます。

なお、障害児入所施設に措置入所している児童については、措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用できませんので、障害者就業・生活支援センター等によるアセスメントを利用してください。

(参考) 平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、保育課長連名通知「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」平成27年6月4日一部改正

(平成29年3月 改訂)

## Q & A よくあるご質問

Q

平成27年3月31日までとされていた経過措置によりB型事業の利用を開始した者については、次回支給決定更新時に就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなければいけませんか？

A

経過措置が適用され、就労移行支援事業所によるアセスメントを受けずにB型事業の利用を開始した者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要はありません。

- 平成18年10月31日付障発1031001「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の第二 3 (5) ① (四)に定める平成27年3月31日までの経過措置を適用し、B型事業の利用を開始した者については、経過措置を適用せずにB型事業の利用を開始した者と同様、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受ける必要はありません。
- 既にB型事業を利用している者については、これまでB型事業を利用する中で蓄積された情報を活用して支援を行っていきます。

(参考)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 最終改正 平成27年3月31日)(抄)

第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)に関する事項

1. 通則

(7) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

⑥ 利用者数の算定に当たっての留意事項

④及び⑤における利用者の数の算定に当たっては、次の(一)から(四)までに該当する利用者を除くことができるものとする。(以下、略)

(一)～(三) 略

(四) 3の(5)の①の(三)に規定する一時的にアセスメントを受ける場合の就労移行支援の利用者

3. 訓練等給付費

(3) 就労移行支援サービス費

③ 就労定着支援体制加算の取扱い

(五) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。

## (参考資料)

### 各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

(平成27年3月16日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



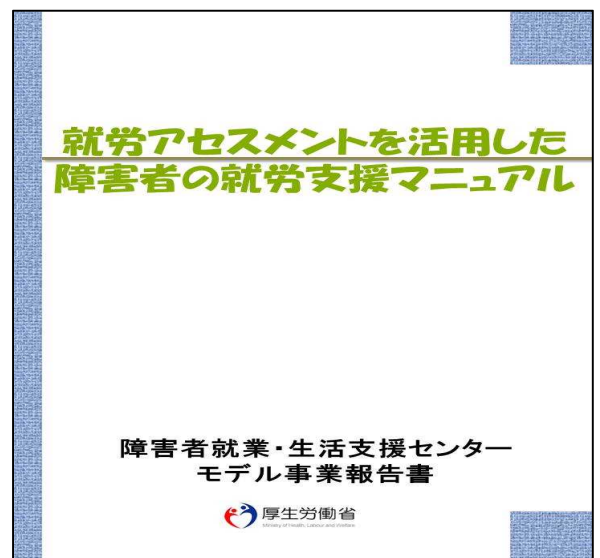
### 就労移行支援事業所による就労アセスメント実施マニュアル

(平成27年4月22日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



### 就労アセスメントを活用した障害者の就労支援マニュアル

(平成27年8月3日各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉主管課あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)



(厚労省ホームページに掲載)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukuushi\\_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukuushi_kaigo/shougaiyahukushi/service/shurou.html)